

公益社団法人岐阜県診療放射線技師会定款

平成23年6月19日制定

平成24年6月17日改正

平成26年6月29日改正

平成27年6月14日改正

平成29年6月11日改正

令和元年6月9日改正

令和7年6月22日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岐阜県診療放射線技師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、診療放射線技師の職業倫理を高揚すると共に、医用放射線の安全利用に関する知識の普及啓発、診療放射線学及び診療放射線技術の向上に関する事業を行い、県民の健康福祉と公衆衛生向上の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線に関する知識の普及啓発
- (2) 診療放射線学及び診療放射線技術の向上発展に関する研究と調査
- (3) 放射線診療の安全確保に関する障害防止の調査研究
- (4) 診療放射線技師の職業倫理の高揚と生涯教育
- (5) 本条の主旨を目的とした図書刊行物の発行
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岐阜県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

(1) 正会員

診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、本会の目的に賛同して入会した者。

(2) 名誉会員

本会に功績のあった正会員で理事会の推薦に基づき、総会において承認された者。

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同して入会した団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める「会費等納入規程」により入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

2 第5条第1項第2号の名誉会員は会費等の納入義務を負わない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議された時は、当該会員に対して通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡あるいは失踪宣告を受けた場合、又は解散したとき。

(会費の不返還)

第11条 既納の会費は、過払い及び二重払いの場合を除き返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、会長は、総会の日の 7 日前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設置）

第23条 本会に、次の役員を置く。

- （1）理事 15名以上20名以内
 - （2）監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 監事のうち1名以上は、本会の会員ではなく、その就任の前十年間本会又はその下部会の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、職務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（免責事項）

第28条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（役員の解任）

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員の報酬等）

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事、監事及び本法人の会員ではなく、

その就任の前十年間本会又はその下部会の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第 31 条 前第 28 条にかかわらず、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員 の 責任限定契約)

第 32 条 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、本会の会員ではない監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 33 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開 催)

第 35 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招 集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の 7 日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案に

ついて、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

(委員会)

第 42 条 本会は、業務運営上必要と認めるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会は、その目的に関する検討結果を理事会に報告しなければならない。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める「委員会設置規程」による。

第 7 章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

第 43 条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める「財産管理規程」によるものとする。

(基本財産)

第 44 条 理事会で別に定める不可欠な特定の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、本会の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 45 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

- 第49条 本会が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。
- 2 本会が、重要な財産の処分又は譲渡を行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

（会計原則等）

- 第50条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会において定める「会計取扱規程」によるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

- 第51条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
- 2 本条に定める定款の変更において、認定法第11条第1項各号の変更に係る定款の変更をしようとするときは、変更の認定を行政庁から受けなければならない。
- 3 認定法第13条第1項各号に係る定款の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

- 第52条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。
- 2 本会が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 53 条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 54 条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 55 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 57 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、事務局長を置くことが出来る。

3 職員は理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 58 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けおかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) その他、この定款に定める書類

第 11 章 補則

(委 任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は畑佐和昭とし、副会長は小野木満照、安田鋭介とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 45 条の規定にかかわらず、解散の登記

の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この改正定款は、平成26年6月29日より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、平成27年6月14日より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、平成29年6月11日より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、令和元年6月9日より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、令和7年6月22日より施行する。